

部落の語源

原 宏

他事に紛れないうちに筆をとりまします。第十九回大会の二日目の共同討議で、「部落」という語源について質疑が出ました。川本、福武、安孫子の諸会員から説明がなされました。その際、私も「モッセのゲマインデの訳語としてのA部落Vよりも少し前に、政府の公用語の中にA部落Vの語が使用されている。なおA村落Vの語は「防長風土注進案」の中にも見られる。年代は弘化ごろと想っていた方がいい」という趣旨の発言をしました。

もう六、七年にもなりまじょうか、村研の共同討議で、A部落Vの語源が議せられたことがあります。そのうち、私の管見に及んだことに基づいて、右のような発言をしたのでした。大会での安孫子会員の説明は後述の論稿をまとめられた際の知見によっているものと思いました。

ところで、大会での説明不足を補って、あらましのところを記して、短信としたいと思います。

(1) 福武直『日本農村社会論』一三二―三ページ―「部落」という語は、内閣が雇ったドイツ人モッセ (Albert Mosse) の自治制草案中のゲマインデを訳したものといわれる。この草案では、市町村がすべてゲマインデとよばれ、自治部落と訳された。

この訳語が転用されて、現在のように使用されるに至ったものと思われる。亀掛川浩『明治地方自治制度の成立過程』一九五五年(東京市政調査会)一三二頁参照。」

(2) 千葉正士「学区制度の研究」一八六ページ―「一町村ニ一戸長ヲ置クヲ廃シテ五六町村ニ一戸長ヲ置クモ天然ノ部落ハ業ヨリ之ヲ破壊スルニ非ス」(内閣委員白根専一参事院外議官補「元老院会議筆記」明一七・二・一九、五二―三頁)。

(3) 安孫子麟「地主と農民」『社会史II』(体系日本史叢書9)所収、三七五―八ページ―「このように町村の機能と合わなかつた大小区制は、明治十一(一八七八)年七月の郡区町村編成法で否定され、郡・町村というものと形に戻った。このとき併せて府県会規則・地方税規則が出され、いわゆる「地方三新法」の改革が行なわれたのである。ここでは府県郡を行政の区画とし、町村は「自然ノ一部落」としてその自治性を承認し、戸長を民選としたのである。」、「明治十七(一八八四)年には戸長役場の管轄が数町村に拡大し、戸長の官選を含みとしつつ(実現しない)、戸長の管理者権を強化し、財政的にも強固なものに再編する方策がとられたのである。」、「ここから一歩進んで、明治二十一(一八八八)年の市制町村制の制定まではあと一息であった。この市町村制の形式それ自体は、ドイツ流の地方制度を踏まえていた。(中略)しかし、こうした形式も、その意図は、実施に当って述べられた山県有朋の演説に示されるように、あくまでも中央政府の行政末端組織として、「自然ノ部落ニ成立ツ」町村を基盤とし

て利用したものであった。」、「政府によれば、旧村はいまや新町村の一部分にすぎないのであり、この部分村落を、部落」と称することに「なつた。」、「政府はこの部落をつぎのように規定した。すなわち、「一部落だけに關する業務であつても、その處理のために別な機關を設けず、総て町村會に委任して決める」と部落の独自の機能を否定しながら、「要するに部落は獨立した一つの自治体ではないが、町村の行政に隸屬する行政区として認めようとしてゐる。」

(4) 龜掛川浩「明治地方自治制度の成立過程」五二—三、一三一—二一ページ——「市町村制史稿」によれば、「……モツセ氏更ニ綱領（地方制度編纂綱領——原宏注）ニ基キ法案ヲ起草シ、独乙文自治部落制案成ル。荒川邦蔵氏命ヲ受ケテ之ヲ翻譯ス。二十年七月十三日ヨリ委員會（地方制度編纂委員會——原宏注）ヲ開キ、自治部落制案ヲ審議ス。法案凡テ百六十二條、町村市区ニ通シテ規定ヲ設ケ、特ニ必要アルモノニ限リテ市区ト町村トヲ區別スル條項アルノミ。故ニ市町村ノ字ヲ用ヒス、之ヲ汎稱スヘキ「ゲマインデ」ナル語ヲ訳シテ、「部落」ノ字ヲ用ヒタルナリ。後審議ノ末、市町村制（市制、町村制——原宏注）ノ兩案ニ分割ス。」とあるが、この草案は、山県内相の秘書官であつた中山寛六郎旧藏文書の一部として、現に東京市政調査會の市政専門図書館に保管されている。『明治二十年七月十日刊行、自治部落制草案』と表紙に記された八九頁の大型活版本で、毎頁上半は記入用の余白としてある。ドイツ文の原本は、ペン書きのものが戦前内務省

地方局にあつた。」

「地方官會議における政府の説明には、「旧慣ニ依ルニ町村ハ実ニ一ノ形体ヲ成シ、大ナルモ之ヲ削ルヘカラス。小ナルモ之ヲ併スルヘカラス。一町一村ノ人民ハ利害相依ルコト一家一室ノ如キアルノミナラス、亦財産ヲ共有シ、一個人ノ權利ヲ具フルモノノ如シ。今府県郡ヲ以テ行政ノ区画トシ、其町村ハ視テ以テ自然ノ一部落トシ、戸長ハ民ニ屬シテ官ニ屬セス、該町村ノ總代人トシ、而シテ町村引受ノ事ハ其總代タル戸長ノ相当スル所ニ委託シ、苛細ノ牽製ヲナササラントス。」とあり、（下略——原宏注）」

これは明治十一年四月十一日の「地方官會議日誌」第2号に所載されたものの引用である。さきに紹介した安孫子の解説もこのことを述べているのである。

なお「村落社会研究」第一集の拙稿「明治期一村落の協議録」では明治三十九年九月九日の項に「部落」の語の初見があり、「民族学年報」第2集の古野清人「築前宗像の宮座資料」によれば、明治二十七年、三十二年に「部落」の語がみられる。

なお「村落」の語は、天保十四年の「防長風土注進案」徳地宰判堀村の項に「村内連山相對して中間田畝村落あり」と記されている。以上、粗略をかえりみずしたためました。（十月十八日）